

○神戸親和女子大学履修規程

平成30年2月13日

制定

最新改正 平成31年3月5日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸親和女子大学学則（昭和41年4月1日制定）（以下「学則」という。）に定めるもののほか、学則第8条第2項に規定する履修方法及び同第31条第2項に規定する編入学生の既修得単位（以下「その他の単位認定」という。）等の取り扱いについて定める。

第2章 履修方法

(履修)

第2条 履修科目は、学則及び本規程に従い、履修者自身が決定するものとする。

(履修科目の登録及び登録時期)

第3条 学則第11条に規定する履修科目の登録において、秋学期の開講科目についても、原則として年度始めの履修登録期間において登録するものとする。

2 前項にかかわらず、次の者については、秋学期始めの所定の期間に履修科目の登録を行うことができる。

- (1) 春学期を休学し、秋学期に復学する者
- (2) 神戸親和女子大学学部留学規程に基づき留学した者

(履修登録単位数の上限)

第4条 年間の履修登録単位数は、各年次50単位未満とする。ただし、単位互換（一部を除く）、通信プログラム及び卒業に必要な単位数に含めることができない履修単位は、その対象外とする。

(科目の配当年次)

第5条 授業科目は、別に定める配当年次以上で履修し、その単位を修得することができる。

2 指定された配当年次に単位を修得できなかった必修科目及び選択科目は、原則として、次の学期又は年次に再履修しなければならない。

ただし、他の授業科目の履修をもってその必要要件を満たす場合は、この限りでない。

(エクステンション科目の履修)

第6条 各学科が提供するエクステンション科目は全学において履修することができる。

- 2 エクステンション科目は、別に定める。
- 3 エクステンション科目は、提供学科が定める配当年次以上に履修し、その単位を修得することができる。
- 4 第1項により修得した単位数は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(他学科等の科目の履修)

第7条 他学科等の科目は、別に定める基準を満たし、許可された場合に限り、履修することができる。

- 2 前項の科目は、提供学科等が定める配当年次以上に履修し、その単位を修得することができる。
- 3 第1項により修得した単位数は、卒業に必要な単位数に含めることはできない。

(通信プログラム科目の履修)

第8条 本学通信教育部で開講している授業科目は、別に定める基準を満たし、許可された場合に限り、履修することができる。

- 2 前項の科目は、本学通信教育部が定める配当年次以上に履修し、その単位を修得することができる。
- 3 第1項により修得した単位数は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(履修登録の変更等)

第9条 第3条による履修登録後、別に定める履修確認期間内に限り、履修科目を変更することができる。ただし、履修登録者数が授業実施に際して支障をきたすと本学が判断した授業科目については、追加で履修登録することはできない。

- 2 前項の履修変更後、別に定める履修取消期間内に限り、2科目を限度に履修取消を行うことができる。ただし、卒業年次生は、履修取消を行うことはできない。
- 3 あらかじめ履修クラスが指定されている履修科目については、原則として履修クラスの変更を認めない。

(休学による履修登録の取消)

第10条 履修登録後に休学した場合は、当該学期に履修登録したすべての授業科目を取消す。ただし、単位修得済みの授業科目は除く。

(授業科目の重複履修登録等)

第11条 既に単位を修得した科目と同一の科目は、再度履修登録することができない。

2 同一時限に複数の授業科目を履修登録することはできない。ただし、隔週開講などの授業科目を除く。

3 同一年次で春学期及び秋学期の両学期に開講している科目は、卒業に必要な単位数を満たすため等の特別な場合を除き、両学期双方での履修登録はできない。

(履修者の少ない科目の取り扱い)

第12条 履修者が1名の科目については、特別な事由がない限り不開講とする。

2 履修者が、履修確認期間後に4名以下となった場合は特別な事由がない限り不開講とする。

3 専門教育科目群の各学科の専門演習Ⅰ及び同Ⅱについては、3名以上で開講することとする。

(履修コース及び取得可能免許・資格等)

第13条 発達教育学部児童教育学科に初等教育学コース、幼児教育学コース及び保育学コースの履修コースを設ける。

2 前項に規定する各コースにおいて取得することができる教員免許状及び保育士資格は次のとおりとする。

初等教育学コース：小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状

幼児教育学コース：幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格

幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状

幼稚園教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状

保育学コース：保育士資格及び幼稚園教諭一種免許状

3 前項に規定する保育士資格の取得可能者は、児童教育学科における入学定員のうちの150名とする。

4 第2項に規定する特別支援学校教諭一種免許状の取得可能者は、児童教育学科における入学定員のうちの50名とする。

第3章 履修科目の試験及び単位認定

(試験)

第14条 履修した授業科目の単位の認定は、試験による。

2 試験は、履修登録した授業科目のみについて受験できる。

第15条 試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（レポート、授業時に行う随時の試験等）とする。

2 単位の認定は、定期試験、定期試験以外の方法又はそれらの組み合わせによるものとし、授業科目担当者がシラバス等に定める方法により行う。

3 試験において不正行為があった場合は、当該授業科目のその年度の成績評価を0点とし、神戸親和女子大学学生懲戒規程による懲戒処分の対象となる。

(定期試験)

第16条 定期試験は、授業科目担当者が指定する科目について、春学期又は秋学期の授業期間外の別に定める期間に行う。

2 定期試験は、次の各号に従い、受験するものとする。

- (1) 指定された日時及び教室で受験しなければならない。
- (2) 受験の際には、学生証を机上に置き、監督者の確認を受けなければならない。
- (3) 受験に当たっては、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- (4) 試験時間の1/2以上遅刻した者は、受験できない。
- (5) 受験者は、試験開始後試験時間の1/2以上を経過しないと退室できない。
- (6) 受験者は、必ず答案を提出しなければならない。
- (7) 氏名及び学籍番号を記入していない場合は、無効とすることがある。

3 定期試験を欠席した場合は、原則として、別に定める欠席届の対象となる理由がある場合に限り、同様に行う。欠席届については、原則として欠席した定期試験の日から7日以内に学生サービスセンター事務局教務担当（以下、「教務担当」という。）に提出しなければならない。

(レポートによる試験)

第17条 レポートによる試験については、授業科目担当者の定めた期限までに、授業科目担当者が定めた方法により提出しなければならない。

(試験における学費滞納者の扱い)

第18条 学費を滞納している者は、学校法人学費規程に定める納入期限内に延滞料滞納学費を納入しない限り、受験した科目の単位認定を行わない。

(成績評価)

第19条 授業科目の成績評価は、100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

2 成績証明書表記は、次の4段階で行う。

可否	合格				不合格	
評価	100点～80	79点～70	69点～60	合	59点～0点	否

	点	点	点		
成績証明書表記	優	良	可	合	表記しない

3 100点満点で評価しない授業科目は、合又は否若しくは優、良、可又は不可と表記する。

4 原則として、3分の2以上の出席がない授業科目の成績評価は0点又は否とする。ただし、授業科目によっては、5分の4以上の出席がない場合、成績評価を0点又は否とする。

(GPAの算出)

第20条 前条の規定による成績評価に対して、次の方法でGPA (Grade Point Average) を算出する。(小数点第3位を四捨五入)

GPA = $\frac{\text{単位数} \times \text{ポイント}}{\text{履修登録総単位数}}$ の合計

履修登録総単位数

点数	100点～	89点～	84点～	79点～	74点～	69点～	64点～	59点～0
	90点	85点	80点	75点	70点	65点	60点	点
ポイント	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.0

2 GPAは、成績証明書に付記する。

(GPA対象外科目)

第21条 グレード別クラスを設けている授業科目及び100点満点で評価しない授業科目は、前条におけるGPA算出の対象としない。

(単位認定)

第22条 成績評価の結果、合格した場合は単位を認定する。

2 前項にかかわらず、所定の期日内に履修登録をしていない授業科目については、単位認定を行わない。

(成績登録)

第23条 前条によって単位認定された履修科目の成績評価は、本学所定の成績原簿に登録する。

第4章 その他の単位認定

(TOEIC等の単位認定)

第24条 TOEIC、TOEFL iBT及び実用英語技能検定による単位認定は、合格した級に応じて別表に定めるとおり6単位を超えない範囲で行う。

2 第1項による単位認定を希望する場合は、各学期の履修登録期間又は履修確認期間内

にスコアを確認できる書類を教務担当に提出しなければならない。

- 3 第1項により認定した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。
- 4 第1項により認定した単位は、学則第8条第3項及び第7項の資格取得要件単位には含められない。

(編入学生の単位認定)

第25条 学則第31条第2項に規定する単位認定については、神戸親和女子大学単位認定取扱要領（以下「単位認定取扱要領」という。）に基づいて行う。ただし、教育職員免許状の取得のための科目及び単位数に関しては、科目ごとに本学授業科目に読み替えて認定する。

- 2 第1項による単位認定を希望する場合は、単位認定取扱要領に定める手続きを必要とする。なお、教員免許状取得を希望する場合は、編入学前の大学等発行の学力に関する証明書を教務担当に提出するものとする。

(認定単位の内訳)

第26条 第24条及び第25条において認定する卒業に必要な単位数の内訳は、各学科において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の日をもって、神戸親和女子大学試験に関する規程は、廃止する。
- 3 第21条の規定において、2010年度以前の入学生は「海外芸術・教育研修」もGPA対象外とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第24条関係）

TOEIC (スコア)	TOEFL iBT (スコア)	実用英語技 能 検定(級)	認定単位 数	認定科目名(共通教育科目群)
470~595	39~56	2級	2単位	総合英語 I・II、Interactive English I・II
600~725	57~78	準1級	4単位	総合英語 I・II、Interactive English I・
730~990	79~120	1級	6単位	II・III・IV、Face to Face English